

一般社団法人日本動物病院マネージャー協会 会費規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本動物病院マネージャー協会(以下、「当法人」という。)の定款第13条の規定により、会費の金額について定める。

(会費)

第2条 会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額 5,000 円
- (2) 病院会員 年額 10,000 円
- (3) 賛助会員 一口 20,000 円以上

(会費の納入)

第3条 会費は原則として、年度はじめに納入する。

- 2 期中に入会したものは、入会月から年度末まで6カ月未満の場合、会費を半額とする。
- 3 一括して会長承認月の翌月末日までに納入する。
- 4 納入された会費については一切返却しない。

(改廃)

第4条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て、社員総会の決議をもって行う。

(付記)

令和2年2月12日 制定